

ストック専門委員会の課題

平成 20 年 11 月 27 日

内閣府 経済社会総合研究所 国民経済計算部

1 2008 SNA 関係

<当面の検討スケジュール>

	内容
国民経済計算部等における検討	<p>～平成 21 年 8 月 44 の課題に関して部内検討。課題ごとに、現状の推計方法の整理、導入の可否、導入時期（H17 基準改定、産業連関表に反映した上で H22 基準改定、基準改定の間）を決定。（日本銀行等とも共同して検討） なお、93SNAにおける議論では、導入の可否について結論が得られるまでに、試算を行っており、今回についても同様のプロセスが必要な場合は、検討期間が延びる可能性が高い。</p> <p>平成 21 年 1 月～ 統計委員会にて順次検討 平成 21 年 3 月～ 基準改定作業の検討 時期未定 非金融資産の測定に関する研究作業の開始 R&D サテライトもしくは、関連サテライトの導入に向けた検討を行う 年金基金推計に関する関係府省等での検討</p>
翻訳作業等	<p>平成 20 年まで AEG 提言・ドラフトの仮訳の順次提供を開始見込み（関連機関向けに試験的な提供開始、HP 上での提供を検討） 平成 21 年 時期未定 Volume 2 ドラフト仮訳作成作業開始 3 月 国連統計委員会にて Volume 2 も含めて、2008SNA の採択予定 3 月～平成 26 年頃 各種マニュアル・ハンドブック類の公表見込み 平成 21 年 4 月～6 月 2008SNA マニュアルの翻訳開始</p>
(参考) 93SNA の検討スケジュール	<p>平成 4 年 3 月 「SNA 整備に関する特別研究会（主査 高木先生）」開催。93SNAについて議論（平成 6 年 3 月まで計 7 回） 8 月 助言のほぼ全文作成 平成 5 年 2 月 国連統計委員会での採択 平成 6 年 7 月 国民経済計算調査会議での審議 平成 6 年 11 月 勘定委員会での議論（平成 7 年 12 月まで 6 回） 平成 7 年初 確定版マニュアルの公表 平成 7 年 3 月 日本語版の翻訳公表 平成 8 年 3 月 分配・財政委員会での議論（平成 10 年 3 月まで 5 回） 資産・金融委員会での議論（平成 9 年 8 月まで 5 回） 生産・支出委員会での議論（平成 10 年 5 月まで 5 回） 平成 12 年 10 月 平成 7 年基準改定において適用</p>

(1) 非金融資産の測定に関する課題

番号	タイトル	内容（未定稿 以下同じ）	関係専門委員会（変更ありえる。以下同じ）
9 10	研究開発 (R&D) 特許実体	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発を総固定資本形成に計上。ただし、所有者に経済的利益をもたらさないものは資本形成としない。価額は直接計測できない場合は費用の合計で計測（当面は資本減耗の計測にも課題がありサテライト勘定に計上を検討） ○特許実体は研究開発資産に含まれる。 	主 ストック 副 生産・支出 (副担当は、主担当の検討を踏まえ、必要に応じ助言等協力する。以下同じ。)
11	オリジナルとコピー	<ul style="list-style-type: none"> ○ライセンス使用するためにコピーを作成した場合、生産として扱う。 ○長期のライセンス契約はファイナンシャルリースとして扱う。長期契約でない場合は、資本形成とはせず、毎年のライセンス料はレンタル料とする。最初に大きな額のライセンス料を支払い、その後の毎年の支払額が小さい場合は、最初の支払は固定資本形成とし、その後の支払いはサービスチャージとして扱う。 	主 ストック 副 生産・支出
12	データベース	<ul style="list-style-type: none"> ○データと、データベースソフトを分けて資産計上する。 ○1年を超えて有用に活用されるデータは資産計上し、評価額は（他に満足すべき代替案がないので）コスト積み上げによる。 	主 ストック 副 生産・支出
13	その他の無形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○93SNA で「他に分類されない新しい情報、専門知識等で、その生産における使用が、それに対する所有権を確立している制度単位、またはその制度単位によりライセンスを付与された他の制度単位にのみ限定されるもの」と規定。 ○「その他の無形固定資産」の項目自体は残し、名称をその他の知的財産製品に変更 	ストック
14	所有権移転費用	<ul style="list-style-type: none"> ○所有権移転費用は引き続き固定資本形成として扱う。 ○所有権移転費用の償却は、当該資産の生涯寿命についてではなく、当該資産を購入者が保有すると思われる期間で行う。 ○データがない場合は取得年度における固定資本の消費として償却する。 	主 ストック 副 生産・支出
15	資本サービスの費用	<ul style="list-style-type: none"> ○非金融資産から生産プロセスに提供される資本サービスについて、資本の機会費用や資本の消費により計測すべきとの議論があり、本体系ではなく、補足表において評価額を計上することを検討。 	主 ストック 副 生産・支出
16	政府と非市場生産者：自己資産の資本コスト	<ul style="list-style-type: none"> ○政府等の非市場生産者の产出を計測するためにコストを集計する際、93SNA では、固定資本の消費のみを含めており、資本の機会費用は考慮されていない。そこで、コンピューター、自動車、建物や、固定資本に計上される道路等のインフラ、公園等について資本へのリターンを計測すべき。 ○その際の収益率としては、国債の期待実質利子率が適切な指標と考えられる。 	主 ストック 副 生産・支出
17	鉱物探査	<ul style="list-style-type: none"> ○鉱物探査に関する費用を総固定資本形成として、鉱床自体と別に計上を維持。 名称を「鉱物探査と評価」に改め、項目等は国際会計基準に準じたものとする。 ○鉱床について購入されている場合は市価で、自己勘定で行われている場合は適当なマークアップを加えた費用総額で、この項目を評価する。 	主 ストック 副 生産・支出
18	居住者・非居住者間における非生産資産の利用・探査権の取引	<ul style="list-style-type: none"> ○非居住者が土地建物を取得した場合、名目上の居住者単位を創出するとともに非居住者はそれに対する金融資産を取得すると引き続きみなす。土地以外では、建物その他の不動産に関するファイナンスリースを受けている、複数年について自然資源を抽出するライセンスを持っている場合で名目上の居住者単位を創出 	ストック
20	土地改良	<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良は、総固定資本形成としてだけでなく、自然の土地とは区別した生産資産としても計上。土地改良と自然の土地部分で土地の価値を区別できない場合、どちらが価値のより大きな部分を占めるかに応じて分類する。 ○土地開墾等、当該土地に不可欠であり土地所有者が行うものは、土地改良に含める。 ○護岸、堤防等の政府が行うことの多い活動は構造物に分類する。 	ストック
22	のれん及びその他の非生産資	○項目を「買入のれん」から「買入のれん及びマーケティング資産」と変更し、商標やブランドも含める。	ストック

	産	○「買入のれんとマーケティング資産」の価値は、法人/非法人で統一的に、そのビジネスの購入価額が、購入されなかった場合に SNA で把握している資産負債差額を超える額として評価。(現状ではのれんは、企業が売却されたときのみ記録されており、法人企業では株式購入価額が購入直前の株式価額を超過する額、非法人では購入価額が正味資産を超過する額)	
23	固定資産の陳腐化と消費	○資産価格について、一定の質を持った資産の価格とする。	ストック
26	育成資産	○育成資産に関する定義をより明確にするため、以下の文言を挿入する。 「育成資産は、飼育、酪農、荷役用の家畜と、葡萄園、果樹園、その他樹木のような反復生産されるものであって、『その自然的成長及び世代交代が、』制度単位の直接の支配、責任、管理の下にあるものをいう。」	主 ストック 副 生産・支出
27	資産の分類と用語	○資産の分類について、有形・無形の区別を廃止し、「契約、リース、ライセンス」、「のれんとマーケティング資産」の追加等の変更	ストック
28	非生産資産の償却	○携帯電話の周波数の利用権（無形非生産資産）は残存期間が短くなるにつれて減少するので、その分、周波数（これは有形非生産資産）の価値が上昇することになる。現状では、これらは経常勘定では認識されず、資産勘定の「その他の増減」としている。この扱いの存続の可否について合意されておらず、合意されない場合は現状の扱いとする。	ストック
29	非生産無形資産の資産境界	○将来の政府収入の扱いについては、論点 25 の討論に加えることで合意し（特に、付随単位・政府管理の SPE）。「その他の無形非生産資産」という資産カテゴリーを削除するとの提案	ストック
30	「経済的資産」の定義	○93SNA では、SNA で記録される資産（経済資産）を次のとおり規定(10.2)。 (a)それに対する所有権が、制度単位により個別あるいは集合的に行使されるものあり (b)そこから、それを一定期間にわたり保有または使用することにより、所有者が経済的利益をひきだすことができるようなものである。 ○この定義では、金融派生証券やリスクの扱いが不明確であり、定義を改める。	ストック
31	資産としての水資源	○水資源を拡大して、地下の帶水層やその他の地下水資源に加え、河川、湖、人口貯水池、その他の地表貯水池を加える。鉱物資源を価額評価する方法と同じように評価すべきだが、利用料に基づく推計値など現実的な代替策が必要 ○地表水は個別の価額評価が難しい場合は土地か水に配分 ○汚水の排出に料金がかかる場合、それを勘定に記録する。	ストック

2 基本計画関係

（1）国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
3-1-2 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）につき、改訂される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。	主 ストック 副 生産・支出	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に導入を目指す。
3-1-5 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。	主 ストック 副 生産・支出	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に実施 ※ R&D とともに、サテライト勘定として整理することも念頭 ※ 委託研究を実施
3-1-6 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改訂を行う。	主 ストック 副 生産・支出	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時 ※ 委託研究を実施
3-1-1 0 93SNA の改定について可能な限り早期に対応する。	各専門委員会	平成 22 年基準改定を待たずとも、可能なものから年次改定において対応する。

(2) 国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握（財政統計の整備）

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
3-5-2 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は他制度部門にも共通する課題であり、関係府省等の協力を得つつ、これらの課題に取り組むとともに、推計方法等を検討し、推計・公表することについて結論を得る。	主 施設 副 財政・金融	平成 25 年度までを目途に実施

(3) 国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握（ストック統計の整備）

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
3-6-1 恒久棚卸法（PIM）を中心とする標準的な手法によってフロー量（投資）と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」、及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	ストック	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時導入を目指す 現在、資本ストック統計整備に関する委託研究を実施中
3-6-2 固定資本ストックマトリックスの更なる精度向上に努めるとともに、93SNA の改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	ストック	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時に実施
3-6-3 物的ストック調査としては、「住宅・土地統計調査」（総務省）や「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）があり、国土交通省は、これら既存の統計や行政記録情報から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。これを元に金額評価の推計を行う物的アプローチと PIM は代替物ではなく補完的である。総務省の協力を得て、方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両アプローチによる推計値の相互の精度検証を行う。	ストック	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時に実施 建築物ストック全体を推計する加工統計の整備については、速やかに実施する。
3-6-4 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、「民間企業投資・除却調査」（うち投資調査）において資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	ストック	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に実施
3-6-5 生産的資本ストック及び純資本ストックを測定するためには、資産別経年プロファイル（経年的な効率性及び価格変化の分布）をとらえる必要があり、「民間企業投資・除却調査」（うち除却調査）の調査結果の蓄積とともに、行政記録情報や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	ストック	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に実施
3-6-6 関係府省等の協力を得て、「国富調査」による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	ストック	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時までに結論を得る。
3-6-7 現行では企業ベースの統計に依存して設備投資の産業格付けが行われていることが多いが、企業一事業所変換、あるいはより直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法を関係府省等の協力を得て検討する。	ストック	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時までに結論を得る。

3 平成 17 年基準改定関係

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
4-10 自社開発ソフトウェアの固定資本計上	ストック	同上。（基本計画の検討を参照）